

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、オムロン株式会社(以下「弊社」といいます)がお客様に下記ソフトウェアを使用許諾する条件を定めたものです。

もしお客様が以下の条件に同意しない場合は、弊社または お買い求めいただいた販売店にご返却ください。

ソフトウェア：

1. 著作権

このソフトウェア（コンピュータ・プログラムおよびそれに関連する技術資料等のすべてを含みます）の著作権は弊社にあります。

2. 使用許諾

お客様は、ライセンスタイプに記載のライセンス数の範囲内のコンピュータに対し、コンピュータ・プログラムをインストールし、そのコンピュータで利用することができます。

3. 複製

お客様は、前項の場合を除いて、このソフトウェアの全部または一部を複製することはできません。

4. 逆コンパイル等について

お客様はソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングおよびそれに類する行為をおこなうことはできません。

5. 譲渡等

お客様は、第三者に対してソフトウェアを譲渡、貸与、使用許諾その他の方法で使用させることはできません。

6. 保証およびアフターサービスについて

弊社は、「登録票」または弊社の Web サイト(<https://www.omron-cxone.com/license>)でソフトウェアのユーザー登録をしていただいたお客様に対し、以下のように保証し、アフターサービスを提供します。

（１） 弊社の責任によりコンピュータ・プログラムが正常に機能しない場合は、製品のご購入日より１年間は無償で修理、または交換いたします。

（２） 弊社が知り得たプログラムの欠陥（マニュアルとの重要な不一致）や製品改良（バージョンアップ）

ブ) 情報など、必要な情報をお知らせします。

(3) ユーザー登録の対象は日本国内のユーザーのみとし、保証およびアフターサービスの適用も日本国内を対象とします。お客様のご希望により弊社があらかじめ指定する国において保証およびアフターサービスをご希望される場合には、その国でリリースされている言語においてのみ行いますので、現地営業窓口へ要請願います。同時に日本での保証およびアフターサービスの終了についても変更の手続きをお願いします。

7. 免責

(1) 前条に定めるソフトウェアの修理、交換または返金は、弊社のソフトウェアの保証責任のすべてを定めるものであり、弊社はソフトウェアのいかなる不具合により発生した、お客様の直接的、間接的あるいは波及効果による損害に対して一切の責任を負いません。

(2) ソフトウェアのご使用により、万が一、お客様に損害が生じた場合におきましても、弊社は一切の責任を負いません。

(3) 弊社がお客様の損害について責任を負ういかなる場合においても、弊社の責任はお客様がソフトウェア使用許諾代金として支払った金額を超えることはありません。

8. 準拠法

本契約の成立・有効性・解釈・履行は日本法に基づいて行います。

9. 仲裁

本契約に関連して生じる紛争・疑義は東京にて日本商事仲裁協会の規定に基づく仲裁によって終局的に解決するものとし、仲裁人の裁定は当事者を終局的に拘束します。

以上